

6 地方青少年問題協議会の会長及び委員の資格に関する基準について

1 概要

(1) 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく地方青少年問題協議会法（昭和28年7月25日法律第83号）の一部改正に伴い、地方青少年問題協議会の会長及び委員の資格に関する基準を本市の条例等で定める必要があります。

(2) 基準の分類

これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、本市は、この分類に基づき、条例を制定していく必要があります。

なお、今回の法改正では、法律に規定されていた基準自体が削除されたものがありますが、参酌すべき基準に準じて、従来基準を参考にしながら、本市基準を設定することとします。

	従うべき基準	標準とする基準	参酌すべき基準 (基準の削除も含む。)
国が示す基準の考え方	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準に従わなければならない。・地域の実情に応じて国の基準の強化は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を標準とする範囲内でなければならない。・合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて、国の基準の強化、追加等は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を十分参酌しなければならない。・地域の実情に応じて国の基準の強化、追加等は許容

2 条例等に規定する基準の概要

(1) 関係法令

地方青少年問題協議会法

(2) 基準の概要

- ・ 地方青少年問題協議会の会長に関する要件の基準
- ・ 地方青少年問題協議会の委員の資格に関する基準

(3) 対象（審議会・制度等）

施設等の名称	概要
地方青少年問題協議会	青少年の指導，育成，保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議等する附属期間

(4) 規定する主な基準と類型

ア 従うべき基準

該当なし

イ 標準とする基準

該当なし

ウ 参酌すべき基準（基準の削除も含む。）

見出し	概要
地方青少年問題協議会の会長の要件基準	当該地方公共団体の長
地方青少年問題協議会の委員の資格基準	地方公共団体の議会の議員，関係行政機関の職員及び学識経験がある者

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

これまで，国の基準のもと，施策・事業を展開し，適切なサービス水準を確保してきたことを踏まえ，国の基準を基本としつつ，本市の実情や地域特性を考慮し，より適切なサービスが提供できる場合等には，本市独自の基準を設けることとする。

(2) 国の基準に対する本市の判断基準

ア 国の基準を採用するもの

- ・ 国の基準で適切な事務事業を執行できる場合
- ・ 国の基準で十分な安全性が確保できる場合
- ・ 国の基準を採用し，全国一律の水準を確保することが望ましい場合

イ 本市独自の基準を設けるもの

- ・ 国の基準を変更（独自基準を採用）した方がより本市の実情に合致する場合
- ・ 国の基準が最低基準であり，既に国の基準の上乗せとなっている市の基準を引き続き適用することが適切な場合
- ・ 政策の推進に向け，条例で規定することが適切な場合

(3) 基準設定の方向性

「地方青少年問題協議会の会長に関する要件の基準」、「地方青少年問題協議会の委員の資格に関する基準」については、「子ども・子育て会議」（子ども・子育て支援に関する事項の調査・審議を行う附属機関。平成25年7月設置）を「宇都宮市青少年問題協議会」として位置づけ、当該機関の会長の要件基準、委員の資格基準を適用することで、本市独自の基準を設定します。

国の法令による基準	市条例で定める基準
<p>【参酌すべき基準】</p> <p>○地方青少年問題協議会法 第3条</p> <p>2 <u>会長は、当該地方公共団体の長をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者（都道府県青少年問題協議会にあっては、家庭裁判所野職員を含む。）のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。</u></p>	<p>○宇都宮市子ども・子育て会議条例 第3条</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p>(1) <u>子どもの保護者</u></p> <p>(2) <u>事業主を代表する者</u></p> <p>(3) <u>労働者を代表する者</u></p> <p>(4) <u>児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者</u></p> <p>(5) <u>子ども・子育て支援に関する事業に従事する者</u></p> <p>(6) 子ども子育て支援について学識経験を有する者</p> <p>(7) <u>前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</u></p> <p>第4条</p> <p>2 <u>会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。</u></p>

【上記の理由】

本市においては、これまで協議会委員等の資格に国の基準を適用し、地方青少年問題協議会において、調査・審議してきたが、児童・青少年などに関わる幅広い分野の委員で構成された「子ども・子育て会議」を「地方青少年問題協議会」として位置付け、青少年問題に加えて、自立支援や就労支援、児童福祉など、幅広い観点から青少年問題に関する総合的・包括的な審議を行うことで、本市における青少年健全育成のさらなる推進が期待できるため、本市独自の基準を設定します。

(4) 施行日

平成26年4月1日（予定）